輸入家きん肉の検疫強化について

昭和42年８月26日　42 動 検 第1437号

平成11年12月27日　11動検甲第1709号

このことについては、さきに昭和42年６月29日付け、42動検第552号で通知したところであるが、昭和42年８月15日以降船積される日本向け家きん肉については、別添「輸入家きん肉の検査要領」により輸入検査を実施することとしたのでご了知のうえ、下記事項を参考として遺憾のないよう実施されたく依頼する。

記

１．家きん肉の輸入検疫強化の目標

肉類の輸入検疫において、肉類自体の検査のみで防疫的な安全性を確かめることは技術上多々問題がある一方、原皮、獣毛などの他の畜産物とは異なって消毒処置についても現在のところ適切な方法がないため、生産地における家畜の伝染性疾病の発生状況およびと殺前後における獣医検査の結果に依存することを余儀なくされている実情であり、輸出国政府機関により発行された検査証明書が重視される所以でもある。

輸入家きん肉についても、輸出国政府機関の発行した検査証明書の検査を第一義とし、検査材料を採取して行なうウイルスの分離培養試験等を補助的に実施し輸入検疫の万全を期することとすること。

２．昭和42年８月15日以降船積みされた日本向け家きん肉で、昭和42年６月23日以前に輸入契約ずみの分については、輸入検査を優先して行なうよう配慮すること。

３．培養検査成績は動物検疫検査手続電算処理システム（ＡＮＩＰＡＳ）に入力することにより報告すること。

別　添

輸入家きん肉の検査要領

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第40条の規定に基づく家きん肉の輸入のための検査は、この要領により実施することとする。

１．家きん肉の輸入検査申請書および添付書類などの検査

家畜防疫官は、家きん肉輸入の届出に基づいて提出された輸入検査申請書および法第37条の規定に基づく輸出国政府機関の発行した検査証明書またはその写について点検し、昭和42年６月23日付け、42畜Ａ第3619号畜産局長通達「家きん肉等の輸入検疫強化について」において示す条件（以下「条件」という。）の記載の有無について検査を行なう。

２．家きん肉等の検査

前記１の検査申請書に基づいて、あらかじめ家畜防疫官が指定した場所で次の検査を行なう。

(1) 梱包検査　　生産国、加工処理など条件に示される事項の確認、その他

(2) 開梱検査　　家きん肉の処理形態の点検、および変状の有無などについて検査を行なう。

(3) 培養検査　　家畜防疫官は次の場合、別記要領により検査材料を採取し、細菌およびウイルスの分離培養（以下「培養検査」という。）等の検査を行なう。

ア．輸出国政府機関により発行された検査証明書の検査の結果、条件をみたされていないため、家きんの伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無を確認できない場合。ただし、骨抜き肉又は皮など家きんの伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められるものは省くことができる。

イ．前記２の(2)の検査において異常を認めた場合。

３．検査に基づく処置

(1) 前記１および２の検査結果、家きん伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認める場合は、法第44条の規定に基づいて輸入検疫証明書を交付する。

(2) 前記２の(3)の検査結果、ニューカッスル病、鶏ペストおよび家きんコレラなど家きん伝染性疾病の病原体を検出した場合は、その検査ロット全部について法第23条の規定により焼却処分とするかまたは輸出国に返送する。

（別　記）

「培　養　検　査　要　領」

１．検査材料の採取

(1) 採 取 部 位　　骨髄、内臓、気管および脳など。

(2) 採取量基準　　輸入検査申請書ごとにロットを分け、１ロットの数量により次の基準で検査材料を採取する。ただし、同一本船とう載で同一プラントにおいて処理され輸出されたものについては同一ロットとして取り扱うことができる。

輸入検査申請数量	検査材料の採取数
５トン未満	30ヶ以上
５トン以上20トン未満	50ヶ
20トン以上40トン未満	70ヶ
40トン以上	90ヶ

２．培養検査

(1) ニューカッスル病および鶏ペストウイルスの分離培養として、鶏卵培養または組織培養のいずれかの方法による。

(2) 家きんコレラについて菌培養による。

(3) その他の検査は必要に応じて行なうこととする。

別　紙

（昭和42年６月23日　42畜Ａ第3619号）

昭和42年４月６日付け42動検第552号をもって依頼のあったこのことについて、別添写しのとおり関係機関に依頼したのでお知らせする。

なお、関係者には貴職から通知されたい。

（昭和42年６月23日　42畜Ａ第3619号）

高崎事務所代表　　岡　崎　嘉平太　殿

農林省畜産局長

このことについて、別添写しのとおり外務省経済局長に依頼したのでお知らせする。

（昭和42年６月23日　42畜Ａ第3619号）

外務省経済局長　殿

農林省畜産局長

最近わが国におけるニューカッスル病の発生が異常に増加の傾向にあり、当局としては、国内における本病防圧のため防疫措置の強化徹底をはかりつつあるが、本病の病性、発生状況等を考慮すると海外から輸入する家きん肉（冷凍肉、冷蔵肉、塩蔵肉などの生肉をいう。以下同じ。）も重要な発生源となりうることから、今後一層家きん肉の輸入検疫を強化する必要がある。

このことから、家きん肉の輸入者に対して下記のとおり家畜衛生上の条件を付して輸入を行なうよう指導することとしたのでご了知のうえ、わが国への家きん肉の輸出国（別記）に通知願うとともに当該国における検査機関等を承知いたしたく輸出家きん肉の検査機関名、検査官の資格、人数、加工処理工場一覧表および家きんの伝染病発生月報の入手についてご配慮方を依頼します。

なお、家きん肉等については、わが国に到着時動物検疫所において家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）にもとづく輸入のための検査および検査にもとづく処置が行なわれるので念のため申し添える。

記

１．生産地の条件

(1) 輸出肉用家きん等の生産国には過去90日間以上家きんペストの発生がないこと。

輸出肉用家きん等の生産された地区（少なくとも生産農場を中心として半径50㎞の地域をいう。）には過去90日間以上ニューカッスル病、家きんコレラおよび輸出国政府機関が悪性と認め

る家きんの伝染性疾病の発生がないこと。

２．加工処理の条件

(1) 処理場は、輸出国政府機関により公認されており、政府検査官または同政府機関により委嘱された家畜衛生検査官が常時処理される家きんの検査を行ない、衛生的な措置を講じている場所であること。

(2) 輸出用家きん肉等は、前記２－(1)の検査官による生体検査および解体後の検査の結果、健康と認められたものであること。

(3) 輸出用家きん肉等は、できる限り頭、気管および内臓（筋胃、心臓を除く。）を除外し処理すること。

(4) 梱包容器は衛生的資材を使用し、外側に食肉検査官による輸出のための検査合格印および当該公認処理場を表示すること。

３．保管の条件

輸出家きん肉等は、輸出するまで防疫上安全かつ衛生的に保管されること。

４．家畜伝染病予防法第37条にもとづく輸出国政府機関の証明書

前記１および２の(1)、(2)について、輸出国政府機関の証明がなされていること。なお、２の(2)については検査方法をあわせて記載証明すること。また、当該輸出国が家きん肉の原産国でない場合は、輸出国の検査証明書に原産国政府機関の発行する前記の内容をみたした検査証明書またはその写しを添付すること。

５．実施期日　　昭和42年８月15日船積みのものから実施する。

（別　記）

香港、パキスタン、デンマーク、イギリス、フランス、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、オーストラリア、カナダ、米国、アルゼンチン、オランダ、ニュージーランド、韓国、中共